

○鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

平成10年11月27日

鳥取県規則第44号

改正 平成12年12月28日規則第104号
平成13年3月30日規則第23号
平成15年3月31日規則第13号
平成15年4月30日規則第50号
平成17年3月29日規則第22号
平成17年7月12日規則第77号
平成18年3月30日規則第17号
平成19年3月30日規則第30号
平成19年8月28日規則第78号
平成20年11月28日規則第94号
平成20年12月26日規則第99号
平成22年3月31日規則第27号
平成23年7月1日規則第47号
平成24年3月30日規則第11号
平成24年3月30日規則第42号
平成25年3月29日規則第32号
平成27年6月30日規則第40号
平成29年1月12日規則第1号
平成30年3月30日規則第19号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則をここに公布する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）
及び鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月鳥取県条例第20号。以下「条例」
という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書)

第2条 条例第2条の規則で定める申請書は、様式第1号のとおりとする。

(平15規則50・平17規則22・一部改正)

(公表)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

2 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

(平24規則11・平29規則1・一部改正)

(設立又は合併の登記の届出)

第4条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の届出書は、様式第2号のとおりとする。

(平15規則50・平17規則22・一部改正)

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第3号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平17規則22・平24規則11・一部改正)

(定款の変更の認証申請書等)

第6条 条例第7条第1項の規則で定める申請書は、様式第4号のとおりとする。

2 条例第7条第2項の規則で定める届出書は、様式第5号のとおりとする。

3 法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2の提出書に登記事項証明書を添えて知事に提出して行わなければならない。

(平17規則22・平24規則11・一部改正)

(事業報告書等の提出等)

第7条 条例第8条の規則で定める提出書は、様式第5号の3のとおりとする。

2 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 閲覧は、元気づくり総本部東部振興監、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。

(2) 閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、閲覧を行わないものとする。

- (4) 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。
- (5) 閲覧をする書類は、閲覧の場所の外に持ち出してはならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の閲覧の中止を命ずることができる。
- (1) 職員の指示に従わない者
- (2) 閲覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- 4 知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。
- 5 条例第9条第1項及び第17条第1項の書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、元気づくり総本部東部振興監、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信するものとする。
- (2) 謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD—R若しくはDVD—R）に複写したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。
- 6 謄写の請求をする者が条例第9条第2項及び第17条第2項の規定により負担しなければならない費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）第8条の規定の例により算定した額とする。
- （平13規則23・平15規則13・平15規則50・平17規則22・平18規則17・平19規則78・平22規則27・平23規則47・平24規則11・平24規則42・平25規則32・平27規則40・平30規則19・一部改正）
- （解散の認定の申請等）
- 第8条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、様式第6号の申請書を提出しなければならない。
- 2 法第31条第4項の規定による届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。
- 3 法第31条の8の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。
- （平15規則50・平17規則22・平19規則30・平20規則94・一部改正）

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第9条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、様式第9号の申請書を提出しなければならない。

(平17規則22・一部改正)

(清算終了の届出)

第10条 法第32条の3の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。

(平17規則22・平19規則30・平20規則94・一部改正)

(合併認証申請書)

第11条 条例第10条の規則で定める申請書は、様式第11号のとおりとする。

(平15規則50・平17規則22・平20規則99・平24規則11・一部改正)

(身分証明書)

第12条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(平24規則11・一部改正)

(認定等の申請書)

第13条 条例第12条及び第18条の規則で定める申請書は、様式第13号のとおりとする。

(平24規則11・全改)

(認定等の公示)

第14条 法第49条第2項(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)、第53条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)及び第57条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

2 条例第13条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 法第44条第1項の認定、法第51条第2項の更新又は法第63条第1項の認定(以下「認定等」という。)の場合 当該認定等の日より前に法第44条第1項の認定を受けていた期間及び当該認定等を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(2) 法第58条第1項の特例認定又は法第63条第2項の認定の場合 当該特例認定又は認定を受ける特定非営利活動法人のホームページアドレス

(平24規則11・追加、平29規則1・一部改正)

(認定の更新の申請書)

第15条 条例第14条の規則で定める申請書は、様式第14号のとおりとする。

(平24規則11・追加)

(定款等の提出書)

第16条 条例第15条の規則で定める提出書は、様式第15号のとおりとする。

(平24規則11・追加)

(代表者の氏名の変更の届出)

第17条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第16号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則11・追加)

(役員報酬規程等の提出書)

第18条 条例第16条第1項の規則で定める提出書は、様式第17号のとおりとする。

2 条例第16条第2項の規則で定める提出書は、様式第18号のとおりとする。

(平24規則11・追加、平29規則1・一部改正)

(合併の認定申請書)

第19条 条例第19条の規則で定める申請書は、様式第19号のとおりとする。

(平24規則11・追加、平29規則1・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第5条までの規定を適用する場合は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第73号)第4条から第8条までの規定の例による。

2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第5条までの規定を適用する場合は、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年鳥取県規則第73号)第3条から第6条までの規定の例による。

(平17規則77・追加、平24規則11・旧第14条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

2 鳥取県行政組織規則（昭和39年3月鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

3 鳥取県事務処理権限規則（平成8年4月鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年規則第104号）抄

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第23号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第13号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第50号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立認証の申請に係る団体を含む。）についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行細則様式第5号の2及び様式第11号の規定の適用については、様式第5号の2中「前事業年度」とあるのは「前年」と、様式第11号中「合併当初の事業年度及び翌事業年度」とあるのは「合併の初年及び翌年」とする。

附 則（平成17年規則第22号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第94号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第99号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第27号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第47号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第42号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第40号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第19号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所又は居所
申請者 氏 名 (印)
電話番号

記

(フリガナ)

1 特定非営利活動法人の名称

(フリガナ)

2 代表者の氏名

3 主たる事務所の所在地

4 その他の事務所の所在地

5 定款に記載された目的

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

1 定款

2 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

3 名役員が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

- 4 各役員の住所又は居所を証する書面(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。以下同じ。)設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第2号(第4条関係)

特定非営利活動法人設立(合併)登記完了届出書

職 氏 名 様

設立(合併)の登記を完了したので、特定非営利活動促進法(第39条第2項において準用する同法)第13条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 定款
- 3 財産目録

様式第3号(第5条関係)

((特例)認定)特定非営利活動法人役員変更等届出書

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法)第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 (印)
電話番号

記

変更年月日 変更事項	役名	フリガナ 氏名	住所又は居所

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を明記すること。
- 3 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 1 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、当該役員について、住所又は居所を証する書面(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 2 変更後の役員名簿

様式第4号(第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 (印)
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更予定年月日

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出すること。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 4 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表
- 5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類
 - (1) 役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)

様式第5号(第6条関係)

特定非営利活動法定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法)第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に届け出ること。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更前後の記載事項の変更箇所を明らかにした新旧対照表

様式第5号の2(第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更登記完了提出書

職 氏 名 様

当法人の定款の変更に係る登記を完了したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法)第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 (印)
電話番号

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところによりそれぞれの都道府県知事に提出すること。

添付書類 定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第5号の3(第7条関係)

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職氏名 様

特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法第52条第1項により読み替えて適用する同法)第29条の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名
電話番号



記

提出書類

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の活動計算書
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書の中でその他の事業を区分して表示し、その他の事業を行っていない場合には、脚注にその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
- 3 5に掲げる書類には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載すること。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県が定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。

様式第6号(第8条関係)

特定非営利活動法人解散認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、当法人の解散について認定を受けた
いので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面

様式第7号(第8条関係)

特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

当法人は下記のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名
電話番号

印

記

- 1 解散年月日
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第8号(第8条関係)

特定非営利活動法人清算人就任届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名
電話番号

①

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第9号(第9条関係)

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
清算人の氏名
電話番号

①

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、それぞれ譲渡する残余財産を記載すること。

様式第10号(第10条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

職 氏 名 様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出
ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名
電話番号



注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第11号(第11条関係)

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 (甲)
郵便番号
住 所
名 称
代表者の氏名 (印)
電話番号
(乙)
郵便番号
住 所
名 称
代表者の氏名 (印)
電話番号

記

- 1 合併後存続する又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 2 定款
- 3 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- 4 各役員が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(表)

	第 号
身 分 証 明 書	
	所 属
	職 名
	氏 名
写	<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により検査を行うことができる職員であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>
真	

(裏)

特定非営利活動促進法(抜粋)

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

注 用紙は、縦8センチメートル、横10センチメートルとする。

様式第13号(第13条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により認定特定非営利活動法人としての認定(第58条第1項の規定により特例認定特定非営利活動法人としての特例認定)を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者の氏名



電話番号

記

1 申請の種類

- 認定 { パブリックサポートテスト要件 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人
 絶対値基準 条例個別指定法人 }

特例認定

2 過去の認定(特例認定)の有無 有 ・ 無

(過去の認定(特例認定)の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

3 認定(特例認定)取消の有無 有 ・ 無

(認定(特例認定)取消日 年 月 日)

4 その他の連絡先等

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	ホームページアドレス	その他の連絡先

(2) その他の事務所の所在地

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第45条第1項第1号に掲げる基準(パブリックサポートテスト要件)に適合する旨を説明する書類
- 3 1及び2のほか、法第45条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 認定を受けようとする者のうち条例個別指定法人にあつては、添付書類の1を要しない。
- 3 特例認定を受けようとする場合は、添付書類の1及び2を要しない。

様式第14号(第15条関係)

認定特定非営利活動法人認定更新申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者の氏名



電話番号

記

- 現在の認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- パブリックサポートテスト要件 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人
 絶対値基準 条例個別指定法人

添付書類

- 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第45条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 添付書類の1には、寄附者名簿を含まない。
- 添付書類の1のうち、過去に認定を受けるために提出された書類の内容に変更がないものについては、添付を要しない。

様式第15号(第16条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、
同法(第62条において準用する同法)第52条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号
住 所
提出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の認証日 年 月 日

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款

様式第16号(第17条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書

職 氏 名 様

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法)第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名



電話番号

記

変更年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第17号(第18条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法)第55条第1項の規定に基づき、別添のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名



電話番号

添付書類

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
- 3 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
- 4 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
 - (1) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (2) 役員等との取引
- 5 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
- 6 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
- 7 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
- 8 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類
- 9 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 10 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、事務所を設置した都道府県の定めるところにより、それぞれの都道府県知事に提出すること。
- 3 添付書類の2～8は、前事業年度に係るものについて提出すること。

様式第18号(第18条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

職 氏 名 様

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法(第62条において準用する同法)第55条第2項の規定により、当該助成の実績を以下のとおり提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名



電話番号

支 給 日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第19号(第19条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第63条第1項(第2項)の合併の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

記

1 申請の種類

認定 { パブリックサポートテスト要件 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人
絶対値基準 条例個別指定法人 }

特例認定

2 合併に係る法人の情報

	法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人			
合併によって消滅する法人			

添付書類

1 寄附者名簿

- 2 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第45条第1項第1号に掲げる基準(パブリックサポートテスト要件)に適合する旨を説明する書類
- 3 1及び2のほか、法第45条第1項に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

注

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 条例個別指定基準に適合する法人にあつては、添付書類の1を要しない。
- 3 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、添付書類の1及び2を要しない。
- 4 添付書類のうち、法第45条第1項第1号、第2号、第4号ハ及びビニに掲げる基準に適合する旨を説明する書類の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人を1つの法人とみなして記載すること。
- 5 添付書類のうち、法第45条第1項第3号、第4号イ及びロ並びに第5号から第8号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類の記載に当たっては、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載すること。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平15規則50・平17規則22・平17規則77・平24規則11・一部改正)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(平17規則77・一部改正)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(平15規則50・平17規則77・平24規則11・平29規則 1 ・一部改正)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平15規則50・平17規則22・平17規則77・平20規則94・平24規則11・一部改正)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

(平17規則77・平24規則11・平29規則 1 ・一部改正)

様式第 5 号の 2 (第 6 条関係)

(平24規則11・追加、平29規則 1 ・一部改正)

様式第 5 号の 3 (第 7 条関係)

(平15規則50・追加、平17規則22・平17規則77・一部改正、平24規則11・旧様式第
5号の 2 線下・一部改正、平29規則 1 ・一部改正)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

(平17規則77・一部改正)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

(平17規則77・一部改正)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

(平17規則77・平19規則30・平20規則94・平24規則11・一部改正)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

(平17規則77・一部改正)

様式第10号 (第10条関係)

(平17規則77・平19規則30・平20規則94・一部改正)

様式第11号 (第11条関係)

(平15規則50・平17規則22・平17規則77・平24規則11・一部改正)

様式第12号 (第12条関係)

(平24規則11・平29規則 1 ・一部改正)

様式第13号 (第13条関係)

(平24規則11・追加、平29規則 1 ・一部改正)

様式第14号（第15条関係）

（平24規則11・追加）

様式第15号（第16条関係）

（平24規則11・追加、平29規則1・一部改正）

様式第16号（第17条関係）

（平24規則11・追加、平25規則32・平29規則1・一部改正）

様式第17号（第18条関係）

（平24規則11・追加、平29規則1・一部改正）

様式第18号（第18条関係）

（平24規則11・追加、平29規則1・一部改正）

様式第19号（第19条関係）

（平24規則11・追加、平29規則1・旧様式第20号繰上・一部改正）